特定個人情報保護評価書の特定個人情報保護評価指針への適合性・妥当性の審査

評価書名

日本私立学校振興・共済事業団における短期給付に関する事務 全項目評価書

評価実施機関名	
	日本私立学校振興・共済事業団
提出日	
	令和7年10月3日

概要説明日 令和7年10月15日

(目次)

0	全体的な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
0	特定個人情報ファイル(短期給付ファイル)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
0	評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
0	総評	12
0	個人情報保護委員会による審査記載事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12

全体的な事項

※ 評価実施手続に関する事項及び特定個人情報ファイルに共通する事項

審査の観点 (指針第10-1(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	箇所	審査結果	所見
(1)しきい値判断に 誤りはないか。	_				認めら	対象人数が30万人以上に該当するため、 全項目評価を実施することは、指針に適合 している。
(2)適切な実施主体 が実施しているか。	_	1. 評価実施機関が複数存在し、取りまとめの評価実施機関が評価書を作成・提出する場合に、取りまとめ以外の全ての評価実施機関について記載しているか。	_	_	問題は 認めら れない	特定個人情報ファイルは、日本私立学校 振興・共済事業団が短期給付に関する事 務において保有するものであることから、 実施主体は適切である。
(3)公表しない部分は適切な範囲か。	_	_	l	ı	問題は 認めら れない	評価書の内容は全て公表することとしている。
(4)適切な時期に実 施しているか。					認めら	特定個人情報ファイルを取り扱う委託事項の追加に伴い、当該委託開始前の適切な時期に評価を実施している。
(5)適切な方法で広 く国民の意見を求 め、得られた意見を 十分考慮した上で必 要な見直しを行って いるか。	_	_	_	_	問題は 認めら れない	国民への意見募集については、日本私立 学校振興・共済事業団のホームページに て、30日間実施した。 なお、寄せられた意見はなかった。
(6)特定個人情報保護評価の対象となる 事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか。	_	_	_	-	問題は 認めら	日本私立学校振興・共済事業団における 短期給付に関する事務について、求められ る事項が具体的に記載されている。 なお、再実施の理由となる事務について は、短期給付の支給に当たり、特定個人情 報ファイルを取り扱う委託事項を追加する ものであるが、当該事務についても求めら れる事項が具体的に記載されている。

審査の観点 (指針第10-1(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	i箇所	審査結果	所見
(7)記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する情報保護評価の対象とは、特定個人情報と語言の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか。					問題はられない	日本私立学校振興・共済事業団における 短期給付に関する事務に係る番号制度へ の対応は日本私立学校振興・共済事業団 企画室が行っており、特定個人情報保護評 価の対象となる事務の実施に当たって、リ スクを軽減させるための措置の実施等につ いては、責任を負うことができる部署であ る。
		2. 評価対象の事務全体の概要及びその中で特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容を具体的に記載しているか。	P.3 ~ P.4	I 1. ②	問題は 認められない	
		3. 当該システムが実 現する機能の名称と その概要を具体的に 記載しているか。	P.5 ~ P.7	I 2. ②	問題は 認めら れない	日本私立学校振興・共済事業団における短期絡付に関する事務の内容について、
		4. 当該システムと情報 をやり取りするシステ ムを全て記載している か。	P.5 ~ P.7	I 2. ③	問題は 認めら れない	学校法人等及び加入者等の適用事務、短期給付事務、記録照会・短期給付相談事務等において、特定個人情報ファイルを使用することが事務の流れに即し具体的に記載されている。 別添1の事務の内容において、加入者等から紙媒体、電子記録媒体等又は電子申
(8)特定個人情報保護評価の対象となる 事務の内容の記載 は具体的か。当該事 務における特定個人 情報の流れを併せて 記載しているか。	ステムについて、	5. 特定個人情報ファイルを取り扱うことが評価対象の事務を実施する上で必要であることを、事務の流れに即して具体的に説明しているか。	P.8	I 4. ①	卸めた	請により入手した個人番号等や口座情報 登録システムから情報提供ネットワークシ ステムを介し入手した公的給付支給等口座 登録簿関係情報(以下「口座関係情報」と いう。)等、短期給付の支給に必要な情報 を短期給付業務システムで特定個人情報 ファイルとして保有すること等、特定個人情報の流れが事務の内容に即して具体的に 記載されているほか、行政機関が発行する 添付書類の省略が図られ、加入者等の負
		6. 評価対象の事務に おいて特定個人情報 ファイルを取り扱うこと により、期待されるメ リットについて幅広く 具体的に記載している か。	P.8	I 4. ②	問題は 認めら れない	担の軽減に資することができるメリット等が 具体的に記載されている。 また、情報提供ネットワークシステムによ る情報連携について、法令上の根拠が適 切に記載されている。
		7. 事務に関わる者、 事務において使用す るシステム、事務にお いて取り扱う情報の流 れを具体的に記載し ているか。	P.9 ~ P.15	I (別添1)	問題は 認めら れない	

審査の観点 (指針第10-1(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	箇所	審査結果	所見
(9)特定個人情報 ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えい その他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか。	_	_	P.27 ~ P.43	III , IV	認めら	全項目評価書に例示されている各リスク にどのように対応しているかが具体的に記 載されている。
		70. 評価書に記載したとおりに運用がなされていること等について、評価の実施を担当する部署自らが、どのように自己点検するか具体的に記載しているか。	P.43	№ 1. ①		自己点検については、個人情報管理規程に基づき、情報セキュリティに関する自己点検計画を策定し、年に1回以上、全職員及び派遣職員に対し自己点検シートを配布の上、自己点検を行わせ、点検結果を提出させていること、評価書全体の点検を特定個人情報事務取扱担当部署において実施していること等が具体的に記載されてい
(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。 (11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプ	9特定個人情報 ファイルの取扱い について自己点 検・監査や従業者 に対する教育・啓 発を行っている か。	71. 評価書に記載した とおりに運用がなされ ていること等につい て、どのように監査す るか具体的に記載し ているか。	P.43	IV 1. ②	認めら	る。 監査については、毎年監査対象部署を決めて、2年間に全部署を、又は必要に応じて、内部監査時にセキュリティ監査を実施していること等が具体的に記載されている。 従業者に対する教育・啓発については、個人情報管理規程に基づき、全職員及び
ライバシー等の権利 利益の侵害の未然 防止、国民・住民の 信頼の確保という特 定個人情報保護評 価の目的に照らし、 妥当なものか。		72. 特定個人情報を取り扱う従業者等に対しての教育・啓発や違反行為をした従業者等に対する措置について具体的に記載しているか。		₩ 2.	問題は	派遣職員を対象にした年1回以上のセキュリティ研修とセキュリティ自己点検を実施していること、保護評価書の意義、見直しに係る実施手続や時期、違反があった際の措置等に関する教育研修を実施していること等が具体的に記載されている。
		73. 国民・住民等からの意見聴取により得られた意見を踏まえて評価書のどの箇所をどのように修正したかを具体的に記載しているか。		VI 2. ⑤	問題は 認めら れない	寄せられた意見はなかったことが記載さ れている。
(12)個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。		_	P.1	表紙	問題は 認めら れない	日本私立学校振興・共済事業団は、短期給付事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言している。

審査の観点 (指針第10-1(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	当箇所	審査結果	所見	
		8. 対象となる国民・住民の特定個人情報を特定 個人情報ファイルにおいて保有することが事務を 実施する上で必要な理由を具体的に記載している か。	P.16	II 2. ③	問題は認められない		
			9. 主な記録項目について、保有する理由をそれぞれ具体的に記載しているか。	P.16	II 2. ④	問題は認 められな い	
		10. 特定個人情報の入手に係る妥当性を具体的 に記載しているか。	P.17	пз. 4	問題は認 められな い		
		11. 特定個人情報の入手の事実及び使用目的が 本人に示されていることを具体的に記載している か。	P.17	II 3. ⑤	問題は認 められな い		
		12. 特定個人情報を使用する理由を具体的に記載しているか。	P.17	II 3. ⑥	問題は認 められな い	特定個人情報の入手・使用については、	
		13. 特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の突合の内容、特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報との突合の方法や突合の理由を具体的に記載しているか。	P.18	Ⅱ 3. ⑧	問題は認 められな い	入手方法として紙媒体、電子記録媒体等及び電子申請を利用して個人番号を入手すること、使用方法として個人番号は生涯共済番号と紐付けて管理を行うこと、個人番号は情報提供ネットワークシステムを介した情報提供・眺会において使用すること等が具体的に記載されている。	
	②特定個人情 報ファイルの 取扱いプロセ	14. 特定個人情報を用いた統計分析を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	P.18	II 3. ®	該当なし	特定個人情報ファイルの取扱いの委託 について、業務システム開発・維持管理業	
(8)特定個人情報 保護評価の対象と なる事務の内容の	スの概要(特定 個人情報の入 手・使用、特定 個人情報ファ	手•使用、特定	15. 特定個人情報を使用することにより国民の権利利益に影響を与え得る決定を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	P.18	II 3. ®	問題は認 められな い	への特定値人情報ファイルの提供方法は 私学事業団の閉域網のシステム内での ファイル利用、データベースの参照である
記載は具体的か。 当該事務における 特定個人情報の流 れを併せて記載して	の委託、特定 個人情報の提 供・移転、特定	16. 委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているか。	P.19 ~ P.22	II 4. 2	問題は認 められな い	またので、ほかない場合では、音がない。または、ないまでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個	
いるか。	いて、具体的 に分かりやす	17. 委託先を国民・住民等が確認できるか否か、確認できる場合はどのように確認できるか、確認できない場合はそのような取扱いが評価対象の事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P.19 ~ P.22	II 4. ⑤	問題は認 められな い		
		18. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託するに当たって、どのような手続・方法によるかを具体的に記載しているか。	P.19 ~ P.22	II 4. ®	問題は認 められな い		
		19. 提供した特定個人情報が、提供先において、 いかなる目的で、どのように使用されることになる かを具体的に記載しているか。	P.23 P.62 ~ P.76	II 5. ②	問題は認 められな い	をしていること、端末は盗難防止用チェーンにて盗難・紛失防止対策を行っていること等が具体的に記載されている。	
			20. 移転した特定個人情報が、移転先において、 いかなる目的で、どのように使用されることになる かを具体的に記載しているか。	P.23	I 5. ②	該当なし	
		21. 特定個人情報の保管場所の態様及び保管場所への立入り制限・アクセス制限について具体的に記載しているか。	P.24	II 6. ①	問題は認 められな い		
		22. 特定個人情報の保管期間は妥当であるか。また、その理由を具体的に記載しているか。	P.24	I 6. 2	問題は認 められな い		
		 23. 保管期間を経過した特定個人情報を消去する 方法を具体的に記載しているか。	P.24	I 6. 3	問題は認 められな い		

審査の観点 (指針第10-1(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	当箇所	審査 結果	所見
		24. 評価対象の事務を遂行する上で必要な者以外の者の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.27	Ⅲ 2. リスク1:	問題は認められない	目的外の入手が行われるリスク対策とし て、手続に必要な事項のみを規定した様
		25. 事務を遂行する上で必要な情報以外の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.27	Ⅲ 2. リスク1:	問題は認められない	式により情報を入手すること等から、必要な情報以外を入手することはないこと、学校法人等が電子記録媒体等又は電子申請による届出を行う場合、ホームページ上で公開している「電子媒体作成機能」等のチェック機能により、審査に必要な情報が入力されていることを確認すること等が具体的
(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体	フを軽減するために ③特定個人情 構ずべき措置につ 報の入手につ	26. 特定個人情報の入手に際して、適切な方法で入手するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.28	Ⅲ 2. リスク2:	問題は認 められな い	に記載されている。 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク対策として、学校法人等が電子申請による届出を行う場合、申請データは暗号化され暗号化に使用する暗号鍵は、クラウド事業者のサービス内で管理さ
的か。 (11)記載されたリス クを軽減させるため の措置は、個人の プライバシー等の権	置を具体的に 記載している か。記載され	27. 特定個人情報を入手する際に、その特定個人情報が本人の情報であることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.28	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	れるが、クラウド事業者が直接アクセスすることはできないこと、また、学校法人等が電子記録媒体等による届出を行う場合、ホームページ上で公開している「電子媒体暗号化ツール」を使用し、「CRYPTREC暗号リスト(電子政府推奨暗号リスト)」に則り
利益の伝書の未 然防止、国民・住民 の信頼の確保という 特定個人情報保護 評価の目的に照ら し、妥当なものか。		28. 入手した個人番号が本人の個人番号で間違いないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.28	III 2. リスク3:		情報を暗号化した上で日本私立学校振興・共済事業団に提出させ、郵送する際は簡易書留等により誤送付防止を図ることを推奨していること、「電子媒体作成機能」及び「電子媒体暗号化ツール」は、CMSで管理しており、WEBサーバ上のコンテンツの更改はCMSサーバからのみ可能とし、WEB
		29. 特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.28	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	サーバにおける悪意ある第三者によるコンテンツの改ざんについては、改ざん防止機能で検知・対処できるよう対策を講じていること、学校法人等から電子記録媒体等による届出があった場合、取込用PCを使用してウイルスチェックを行い、不正なプログラムが含まれていないことを確認すること、
		30. 特定個人情報を入手する際に、情報の安全確保の観点から講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.29	Ⅲ 2. リスク4:	問題は認 められな い	提出された電子記録媒体等は、受付簿を作成し、電子記録媒体等に受付日・受付番号及び電算処理日を付して、処理を行うまでの間、鍵付きの保管庫にて保管・管理していること等が具体的に記載されている。
		31. 特定個人情報の入手において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.29	Ⅲ 2. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10-1(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	当箇所	審査 結果	所見
		32. 宛名システム等において、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要のない情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.30	皿 3. リスク1:	問題は認められない	目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク対策として、業務システムのログイン認証では、職務の利用権限によって、利用できる機能をシステム的に制御していること、学校法人
		33. 事務で使用するその他のシステムにおいて、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要のない情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.30	皿 3. リスク1:	問題は認められない	等から提出された届出の電子記録媒体等については、取込用PCを使用して届出内容を適用徴収システム(私学事業団の閉域網のシステムであり、外部システムとの接続はないシステム。)に取り込むこと等が具体的に記載されている。 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリ
		34. 特定個人情報にアクセスする際の認証を行う場合は、特定個人情報にアクセスするユーザの認証方法、なりすましが行われないために講じている対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.30	皿 3. リスク2:	問題は認められない	スク対策として、全ての端末において、ログイン時は、生体認証(顔認証方式)を実施していること、職務の利用権限によって、業務システムの利用できる機能をシステム的に制限していること、取込用PCの設置及び電子記録媒体等を保管する場所は、「情報セキュリティ対策基準」等において定める要管理対策区域に設置・保管し、入館証の着用・明示により部外者の立入りを制限していること、取込用PCは、操作者(ユー
		35. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が正当なユーザであることを確認するための情報の発効・失効の管理について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.30	Ⅲ 3. リスク2:		ザID)、ログイン日時等の特定が可能となる情報を監査証跡としてシステムに記録する機能を導入し、当該ログは必要に応じ随時にチェックを行うこと等が具体的に記載されている。 従業者が事務外で使用するリスク対策と
	記記を 表して 記記を 記まして 記まして でいさ、 を を で に で が た が た が た が た が に が い が に が い が に が に が に が に が に り に り に り に り に り に	36. アクセス権限の発効・失効の管理を行う者による当該管理の適正性についてチェックをしている内容を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.31	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	して、個人番号を含む特定個人情報を取り扱うことが必要な職員にのみ情報照会を許可することで、必要最小限の職員に限えするとともに、情報照会のログ等を定期及び必要に応じ随時に分析し、不適切な使用を防止すること、業務システム開発、維持管理業務の事業者は、ユーザの権限管理や運用ルールにより特定個人情報にア
		37. 特定個人情報の入手から消去までの各過程において、特定個人情報ファイルの取扱い記録やアクセスの失敗の記録等を残していることを具体的に記載しているか。記録を残していない場合は、残していなくても権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P31	皿 3. リスク2:	問題は認 められな い	クセスできないが、障害対応等の限定した作業においては、特定個人情報を一時的に使用可能となるように私学事業団が対応することでアクセスが可能であること等が記載されている。 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク対策として、特定個人情報はよりセス制御等によりセキュリティが担保されている基幹サーバーで管理しているため、一般職員の端末から特定個人情報をダウンロードできないこと、バックアップを作成
		38. 従業者が特定個人情報ファイルを事務外で使用しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.32	Ⅲ 3. リスク3:	問題は認 められな い	するために特定個人情報を媒体に書き出す操作は、システムの運用スケジュールにより、マシン室内の端末で操作され、アクセスログが残されていること、特定個人情報にアクセスする際、アクセスログを記録し、オンライン監査証跡機能を導入しているこ
		39. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が特定個人情報ファイルを不正に複製しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.33	Ⅲ 3. リスク4:	問題は認 められな い	と、業務システム開発、維持管理業務の事業者は、私学事業団から貸与する端末かつその端末で専用線を使用することのみでシステムにアクセス可能とし、作業場所の管理等の状況については、私学事業団が年1回以上の実地検査により確認すること等が具体的に記載されている。
		40. 特定個人情報の使用において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.33	Ⅲ 3. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10-1(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
	⑤特定個人情の数になった。	41. 委託先を決定する際に特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認する手続等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.34	Ⅲ 4. 情報管理 体制	問題は認められない	
		42. 委託先において特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を必要最小限に制限していることを具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.34	III 4. 閲覧者の 制限	問題は認 められな い	申請等の記載内容のパンチ業務、業務 は ***********************************
		43. 委託先における特定個人情報ファイルの取扱いについて記録を残している場合は、その方法や保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.34	III 4. 記録	問題は認められない	補助、業務システム開発・維持管理業務等を委託するとしているが、調達時の確認として、委託先は、ISMS等の認証資格を取得するなど情報セキュリティの管理体制が確保された業者とすること、契約書に基立を、秘密情報の取扱い、安全管理体制の整備等の実施を遵守する旨の「個人情報等の取扱いに関する特記事項」を取り交わすこと等が具体的に記載されている。
		44. 委託に伴う特定個人情報の提供に関するルールを定めている場合、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託先から他者への提供を認めていない場合、提供されていないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.34	皿 4. 提供ルー ル	問題は認められない	定個人情報ファイルにアクセスできる業務 委託員を必要最小限に限定し、当該者の みアクセス権限を付与すること、オンライン で参照した場合は、使用者及び参照箇所 の口グを取得し、一定期間保管すること、 契約の履行において知り得た 秘密を他に漏らしてはならない旨を契約書に、 に定めていること等が具体的に記載されて いる。 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の
		45. 委託先における特定個人情報の消去のルールを定めている場合は、ルールの内容やルール 遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託契約終了後に消去されていることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.34	Ⅲ 4. 消去ルー ル		再委託について、再委託契約を結ぶ際に、 秘密保持義務、事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止、特定個人情報ファイル取扱い場所の限定と明確化、特定個の情報の目的外利用の禁止、有委託の原則禁止(再委託する場合は、私学事業団の承認を得ること。)、漏えい、滅失、棄損、改ざん等の防止策合の表記で表記表ので、表記を必然のは世界ので、表記を必然のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、の
		46. 委託先と締結する委託契約における特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.35	Ⅲ 4. 委託契約 書中の規 定		任、委託契約終了後の特定個人情報の返却又は消去、特定個人情報を取り扱う従業者の限定と明確化、従業者に対する監督・教育、委託先への監査、立入調査、データや書類の配送、授受、保管・管理方法、契約内容の遵守状況について報告の議務付け等を盛り込むこととし、委託先による再委託先に対する必要かつ適切な監
		47. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託している場合、再委託先での適正な取扱いの確保のために行っている措置について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.35	Ⅲ 4. 再委託	問題は認められない	替の下、再委託先において安全管理措置 が講じられていることを確認すること等が 具体的に記載されている。
		48. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.35	Ⅲ 4. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10-1(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	当箇所	審査結果	所見
		49. 特定個人情報の提供又は移転の記録を残している場合は、その記録の内容や記録方法、保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は特定個人情報が不正に提供又は移転されることを防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.36	Ⅲ 5. リスク1:	問題は認 められな い	
	⑥特定個人情 恕の担供. 校	50. 特定個人情報の提供・移転に関するルールを 定めている場合は、ルールの内容やルール遵守 の確認方法を具体的に記載しているか。記載され た対策は、特定個人情報保護評価の目的に照ら し、妥当なものか。	P.36	Ⅲ 5. リスク1:	問題は認められない	不適切な方法で提供・移転が行われるリスク対策として、日本年金機構へ提供する国民年金第3号被保険者関係届のデータについては、仕様書によりファイルの形式や項目等が定められており、電子回付の方法は、日本年金機構が提供する届出書
	○報転特スるべ体で載は情のしか特のに定クたき的いさ、報目妥ったき的いさ、報目妥ったが出て、対して護にでしてをの措にあれた定護にないでは、対個評照もが、リすず具し記策人価らの情移、リすず具し記策人価らの情報、	51. 特定個人情報を提供・移転する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するための措置や提供先・移転先における特定個人情報の使途が法令に基づく適切なものであることを確認するための措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.36	Ⅲ 5. リスク2:	問題は認められない	作成プログラム又はe-Gov電子申請に限られ、作業を実施する際は、複数名で実施し作業結果を管理者が確認することが具体的に記載されている。 誤った情報を提供・移転してしまうリスク対策、誤った相手に提供・移転してしまうリスク対策として、日本年金機構へ提供する国民年金第3号被保険者関係届のデータについては、仕様書に基づき、プログラムにより、データを抽出し、作成しているため、誤った情報を作成することはないこと、電子回付の方法は、日本年金機構が提供する届書作成プログラム又はe-Gov電子
		52. 誤った特定個人情報を提供・移転することや 誤った相手に提供・移転することを防止する措置 を具体的に記載しているか。記載された対策は、 特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なも のか。	P.36	Ⅲ 5. リスク3:	問題は認 められな い	申請に限られていること、作業を実施する際は、複数名で実施し、作業結果を管理者が確認すること等が具体的に記載されている。
		53. 特定個人情報の提供・移転において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.36	Ⅲ 5. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10-1(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	当箇所	審査結果	所見
		54. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、目的外の入手が行われないために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.37	III 6. リスク1:	問題は認められない	
	⑦ネス続に定めた当場であるできれる。 では、リすず具 は、リすず具	55. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、特定個人情報の安全が保たれない不適切な方法で特定個人情報を入手しないために講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.37	Ⅲ 6. リスク2:	問題は認められない	
		56. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.37	III 6. リスク3:	問題は認められない	目的外の入手が行われるリスク対策として、受取口座として登録した公金受取口座の利用希望の有無を確認するチェック欄を設け、当該チェック欄にて利用希望が確認された場合に限り、口座関係情報を情報既
		57. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.38	Ⅲ 6. リスク4:		会する仕組みとすることにより、目的外の 口座関係情報の入手を防止すること、運用 については、申請・請求の都度、複数名の 職員によって照会対象の確認等審査業務 を行い、情報照会のログと口座関係情報 の利用の有無等を随時分析すること等の リスク対策が具体的に記載されている。 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失
	体的に記載記 をいるかられた対域は、特定 は、特定 を報告を は、特定 を報告を は、特に の日子 のいるが、 は、特に ののでする。 ののです。 ののでする。 ののでで。 ののでで。 ののでで。 ののでで。 ののでで。 ののでで。 ののでで。 ののでで。 ののでで。 ののでで。 ののでで。	58. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.38	Ⅲ 6. リスク5:		するリスク対策として、ログイン時の職員認証のほかに、操作履歴(操作ログ)を中間サーバで記録しているため、不適切な操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっていること、中間サーバと情報提供ネットワークを利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応していること、中間サー
		59. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の提供方法が不適切とならないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.38	Ⅲ 6. リスク6:	问題は認	バーと短期給付業務システムの通信は、 VPN等の技術を用いた専用線等の方法を 使用することで、データ転送時の通信内容 秘匿、盗聴防止の対応を行うこと等が具体 的に記載されている。
		60. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、誤った特定個人情報を提供することや、誤った相手に提供することを防止するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.39	Ⅲ 6. リスク7:	問題は認められない	
	61. 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うリスクについて、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.39		問題は認められない		

審査の観点 (指針第10-1(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	当 箇所	審査結果	所見
		62. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている物理的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.40	Ⅲ 7. リスク1: ⑤	問題は認 められな い	物理的対策として、全ての端末において、ログイン時は生体認証(顔認証方式)を実施していること、マシン室(サーバの設置場所を含む。)の入退室は、入退室管理システムによりチェックを行っていること、学校法人等から提出された届出の電子記録媒体等については、受付簿に受付の記
		63. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている技術的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.41	Ⅲ 7. リスク1: ⑥	問題は認められない	録を残し施錠できる保管庫に保管していること、電子申請については、申請データをクラウド事業者が保有・管理する環境で管理していること、クラウド事業者については政府情報システムのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているクラウド事業者を調達要件としていること、バックアップ媒体は運用サイクルに沿って利用され、利用既定
		64. 過去3年以内に発生した全ての重大事故の内容、原因、影響、重大事故発生時への対応等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.42	皿 7. リスク1: ⑨	該当なし	回数に達した媒体は、破壊及び破棄を実施しており、廃棄履歴管理も行っていること、業務システム開発、維持管理業務の事業者は、障害対応等の限定した作業においてのみ、特定個人情報を一時的に使用可能となるように私学事業団が対応することでアクセスすること、私学事業団から貸与する端末かつその端末で専用線を使用することでのみシステムにアクセス可能とすること等が具体的に記載されている。
	⑧特定個人情報の保証である。 ・消失にでいれたリスクを軽減するために講ず	65. 重大事故を受けて策定・実施した再発防止策の内容について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.42	皿 7. リスク1: ⑨	該当なし	技術的対策として、外部からの不正アクセスを防止するため、インターネット利用端末と業務システム利用端末とは、ネットワークが分離されていること、業務システム利用端末はドライブの暗号化及びデータ持出し不可の制御を実施していること、申請データへのアクセスに対しては、ネット
	できたいます。 大き指置記載記載に でいるれた定護は ではいるれた定護に ではいるが、 大場保的に ではいますが、 ではいるが、 ではいなが、 ではいが、 ではいなが、 ではいなが、 ではいなが、 ではいなが、 ではいなが、 ではいなが、 ではいなが、 ではいなが、 ではいなが、 ではいが	66. 死者の個人番号を保管している場合は保管方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.42	Ⅲ 7. リスク1: ⑩	問題は認められない	ワーク制限による外部アクセスの制御等を 実施していること、電子申請について、法 人共通認証基盤(GビズID)によるID/PW 方式かつGビズIDアプリの多要素認証に よって、なりすましを防止し、提出者等から の情報のみ受け付けるようにシステムで制 倒されていること、業務システム開発、維 持管理業務の事業者は、ユーザの権限管
	か。	67. 特定個人情報を最新の状態で保管するために行っている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.42	Ⅲ 7. リスク2:	問題は認められない	日は、1 りの権限官 理や運用ルールにより特定個人情報にア クセスできず、障害対応等の限定した作業 においてのみ、特定個人情報を一時的に 使用可能となるように私学事業団が対応 することでアクセスすること、作業場所は指 静脈認証による入退室管理と監視カメラを 設置し、管理等の状況については私学事 業団が年1回以上の実地検査により確認 すること等が具体的に記載されている。
		68. 保管期間を経過した特定個人情報を適切な時に安全かつ確実に消去できる手続・体制・手法になっているか等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.42	Ⅲ 7. リスク3:		特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク対策として、学校法人等から提出された届出の電子記録媒体等については、特定個人情報を消去(廃棄)した場合、消去(廃棄)した記録を存し、これらの作業を委託する場合、委託先が確実に消去(廃棄)したことについて、証明書等により確認すること、クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナン
		69. 特定個人情報の保管・消去において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.42	Ⅲ 7. その他の リスク	問題は認められない	ス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって、ワイプ処理もしくは消磁処理を行った上で物理的破壊によりデータを消去すること、業務システム利用端末については、端末入替の際に、事業者に端末のデータの消去を委託し、確実に消去したことについて、証明書等により確認すること等が具体的に記載されている。

評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策

審査の観点 (指針第10-1(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査結果	所見
(10)特減さずの。 (10)特減さ載されたりがです。 (11)軽減さが、 (11)軽がですが、 (11)軽がですが、 (11)を推びが、 (11)を推びが、 (11)を推びが、 (11)を推びが、 (11)を推びが、 (11)を推びが、 (11)を推びが、 (11)を推びが、 (11)を軽減は、 (11)を使減は、 (11)を	価特懸特スるべ体で載は、 実有にさ軽に置記がいるれたき的に置記がいる。 機関しては、 関題しているがは、 特にでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	74. 特定個人情報ファイルを取り扱う 委託事項を追加するに当たり、その 際の特定個人情報ファイルの取扱い に係るリスク対策について具体的に 記載されているか。記載された対策 は特定個人情報保護評価の目的に 照らし、妥当なものか。	P.22 P.37 P.38 P.40 P.41	Ⅱ 4. Ⅲ 3. リスク4 Ⅲ 7. リスク1	問めいは認な	委託先事業者の従業者が事務外で不適切に特定個人情報を使用したり、不正に複製すること等に対するリスク対策とし、業務システム開発、維持管理業務で理との権限にアクセスできないこと・障害対応すること・には、私学事業団が対応すること・は、私学事業団が対応すること・もの端末がつみシステムにて、大けにの提供方法は、私学事、関として、委託先へのお学事、利用として、委託先へのお学事、利力として、委託先へのお学事、利力として、委託先へのお学事、利力として、委託先へのお学事、利力として、大けによる、私学事が関係であること・常駐でいるを照り、大きによる人は、おり、大きによる人とのは、おり、大きによる人とのは、おり、大きによる人とのは、おり、大きによる人とのは、おり、大きによる、は、おり、大きによる、は、おり、大きによる、は、おり、大きによる、は、おり、大きによる、は、おり、大きによる、は、おり、大きによる、は、おり、大きによる、は、おり、大きによる、は、おり、大きによる、は、おり、大きによる、は、おり、大きにより、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は

【総評】

- (1) 日本私立学校振興・共済事業団における短期給付に関する事務においては、特定個人情報ファイルを取り扱うことについて、一連の事務の内容や流れが具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。
- (2) 事務で取り扱われる特定個人情報ファイルの取扱いについてのリスク及びリスク対策が具体的に 記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。
- (3) 特定個人情報ファイルを取り扱う委託事項の追加に係るリスク対策等、本評価対象事務において 懸念されるリスク及びリスク対策についても、具体的に記載されており、特段の問題は認められない ものと考えられる。

【個人情報保護委員会による審査記載事項】

(VI 評価実施手続 4. 個人情報保護委員会の承認)

- (1) 日本私立学校振興・共済事業団における短期給付に関する事務の内容、特定個人情報ファイルの内容、特定個人情報の流れ並びにリスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないと考えられるが、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。
- (2) 特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策については、インターネット利用端末と業務システム利用端末とはネットワークが分離されていること等の措置が記載されているが、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。
- (3) 組織的及び人的安全管理措置については、適切な組織体制の整備、職員への必要な教育・研修、 実効性のある自己点検・監査等を実施するとともに、実務に即して適切に運用・見直しを行い、今後 リスクを相当程度変動させ得る事実関係の変更が生じ、当該変更に応じたリスク対策を講ずる際など には、必要な特定個人情報保護評価を適切に実施する体制を、有効に機能させることが重要である。
- (4) 委託先事業者による特定個人情報ファイルの適切な取扱いに関して、クラウドサービスに係る安全 管理措置も含め、情報漏えい等に対するリスク対策全般について特定個人情報保護評価書に記載さ れているとおり確実に実行する必要がある。
- (5) 情報漏えい等に対するリスク対策については、新規のリスク対策が確実に実行されるように研修や 説明会等を通じた職員や委託先事業者の従業者への意識付けを行うとともに、評価書に記載された リスク対策が既存、新規問わず遺漏なく実行されているか、適時適切に確認することが重要である。
- (6) 上記について、不断の見直し・検討を行うことに加え、事務フローの変更や新たなリスク対策が生ずることとなった場合は、必要に応じて評価の再実施を行うことが重要である。